

年金のお知らせ

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

国民年金保険料の改定

令和3年4月分から国民年金保険料の月額が
1万6,610円(3月分までは、1万6,540円)に変わります。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を、社会人になってから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が128万円以下の方

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 令和3年度分…4月から
過去2年間遡及の場合…随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G
(市役所1階)

持ち物

- ・年金手帳
- ・学生証や在学証明書等
- ※就学前に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。
- ※学生納付特例の更新用ハガキが届いた方は、必要事項を記入の上、返送してください。

注意

- ・納付特例期間は、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ・納付特例期間は、10年間追納ができます。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。
- ・学生でない方には、納付猶予制度・申請免除制度があります。

介護保険料のご案内

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

- 65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得に応じて17段階に定められています。
- 4月からは、令和3年度の保険料を算定する基礎となる令和2年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。
- なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお送りしています。

仮徴収の納付方法

普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1～4期(4～7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の

年間保険料額の2分の1になるように納めていただきます。

1期・2期(4月・5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、令和3年2月に天引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

口座振替をご利用ください 普通徴収の方は、口座振替が便利です。

持ち物

市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印

市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード

※高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで口座振替が簡単に登録できます(一部金融機関を除く)。

所得段階別保険料一覧表

所得段階	所得区分		基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.29	19,490円
第2段階		前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の 合計が80万円を超え120万円以下	0.37	24,860円
第3段階		前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の 合計が120万円を超える	0.55	36,960円
第4段階	市民税が課税 されているが 世帯員がいるが 本人は 市民税非課税	前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の 合計が80万円以下	0.69	46,370円
第5段階		前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の 合計が80万円を超える	1.00	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	77,280円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20	80,640円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	84,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30	87,360円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	100,800円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	107,520円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.70	114,240円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	120,960円
第14段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	127,680円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.20	147,840円
第16段階		前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.25	151,200円
第17段階	前年の合計所得金額が800万円以上	2.35	157,920円	

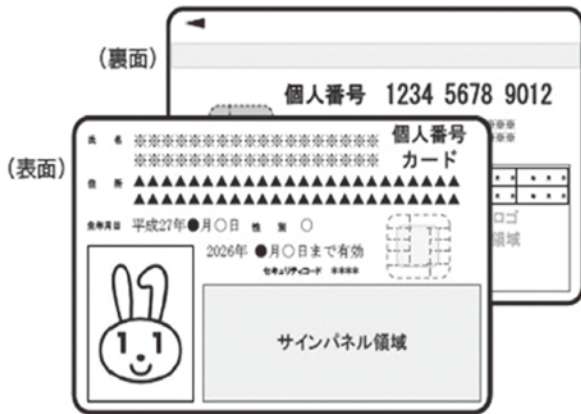


マイナンバーカードをつくってみよう

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付きのカードで、本人確認のための身分証明書として利用できます。

カードにはICチップが搭載されており、e-Tax等、電子証明書を利用した電子申請など、各種行政サービスが利用できるほか、3月から健康保険証との一体化が始まりました。また、国は、4年後には運転免許証との一体化を開始することも発表しています。



▲マイナンバーカード(イメージ)

主な申請方法

- ①スマートフォンによる申請
- ②パソコンによる申請
- ③郵送による申請 など



受け取り方法

①津島市にお住まいの方には、申請の約1カ月後に、お受け取りに必要な書類等をご案内する「交付通知書」がご自宅に届きます。



②必要書類を持参の上、津島市役所市民課窓口(1階)でマイナンバーカードをお受け取りいただけます。

マイナンバーに関するお問い合わせ先

内閣府「マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)」
☎0120-95-0178
平日 午前9時30分～午後8時
土日祝 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始除く)

内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」をご覧ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用ができます

3月から順次、保険医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。利用には、マイナポータル(<https://myna.go.jp>)での手続きが必要です。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113
保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国民健康保険被保険者証等の記号番号に「枝番」が追加されます

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになったことに伴い、4月以降に発行する国民健康保険被保険者証等に順次「枝番」を掲載します。

なお、すでに交付済みの被保険者証等は今まで通り使用できますので、回収および再交付は行いません。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

あなたの交通安全をサポートします!

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

✓ 自転車乗車用ヘルメット 購入費用を補助

自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

受付期間

4月1日(木)～令和4年3月1日(火)

補助額

ヘルメット購入費用の2分の1(上限2,000円)

※10円未満切り捨て

対象者

市内在住の7歳～18歳の方および65歳以上の方

※1人につき1回限り、購入から3カ月以内に申請

※保護者が購入した場合は保護者の方が申請

対象ヘルメット

安全認証が付いた新品のもの【下図参照】

申請方法

次の①～③を市民協働課に提出してください。

①ヘルメット補助金交付申請書

(振込先通帳の写しを添付)

②領収書(レシート不可)

③ヘルメットの安全認証適合を確認できる書類など

(保証書、説明書、現物等の提示)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へ。

安全認証マーク



CEマーク



JCFマーク



GSマーク



CPSCマーク



SGマーク

✓ 後付けの安全運転支援装置 設置費用を補助

高齢者の安全運転を支援するため、市内在住の65歳以上の高齢者が現在乗っている自動車に「後付けの安全運転支援装置(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置)」を購入・設置する場合に、その費用の一部を補助します。

補助対象装置

国土交通省の性能認定を受け、県内の認定取扱事業者が販売・設置する装置

補助限度額

国の補助額を差し引いた残額の8割(1人1台まで)

・障害物検知機能付き…上限3万2,000円

・障害物検知機能なし…上限1万6,000円

補助要件

・4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までに装置の購入・設置を完了していること

令和3年度も
継続します!

- ・自動車税および市税の滞納がないこと
- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」、
「使用者氏名または名称」欄に「申請者の氏名」が記載
されていること

※その他条件については、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へ。

申請方法 令和4年2月28日(月)までに必要書類を添えて市民協働課に提出してください。

